

浪江都市計画用途地域の変更(浪江町決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の 後退距 離の限 度	建 築 物 の敷地面 積の最低 限度	建築物 の高さ の限度	その他 及び 備 考
第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	約51ha	8/10以下	5/10以下	—	200㎡	10m	11.0%
第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	約66ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	14.1%
第 一 種 住 居 地 域	約189ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	40.7%
近 隣 商 業 地 域	約8.7ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	1.9%
商 業 地 域	約17ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	3.6%
準 工 業 地 域	約51ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.0%
工 業 地 域	約23ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.9%
工 業 専 用 地 域	約59ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	12.8%
合 計	約465ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

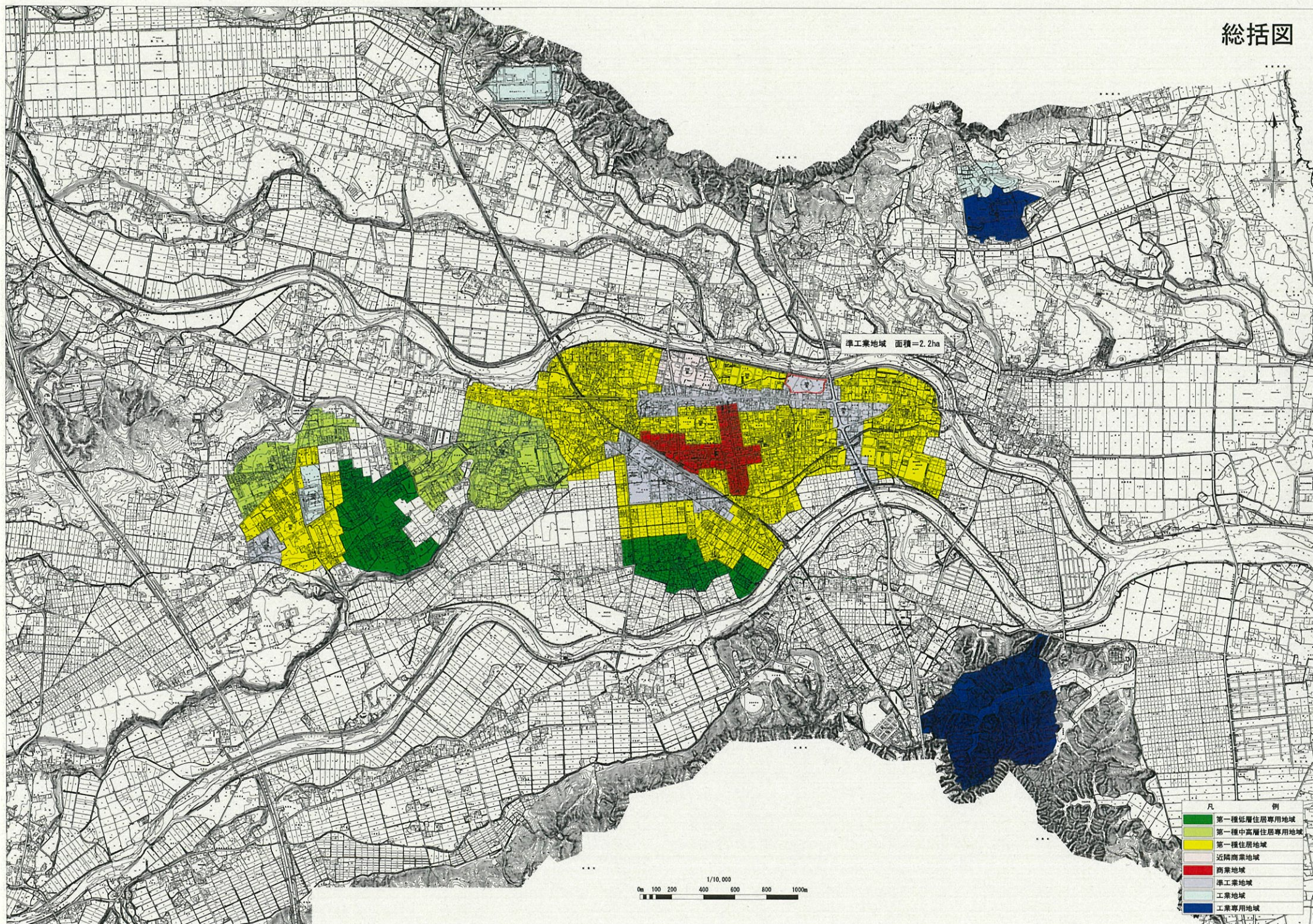
浪江町では、平成２３年３月の東日本大震災により、地震・津波・原子力発電所事故という未曾有の複合災害に見舞われたのち、全町避難・警戒区域の設定により復旧・復興が見通せない状況にあったが、平成２４年５月に策定した浪江町復興計画【第１次】において、再生・復興するふるさとの姿について、具体的な方向性を示したところである。

平成２６年３月に策定した浪江町復興まちづくり計画においては、浪江町復興計画【第１次】で示された「ふるさとの再生」の方向性をより具体化し、避難指示解除に向けたまちづくり方針として、国道６号と浪江町役場の周辺を「復興拠点の中心」として位置づけ段階的にまちづくりを拡大することを提唱し、当該地域に生活利便施設や復興公営住宅等を整備する方針が示された。

平成２９年３月に策定した浪江町復興計画【第２次】では、基本方針の一つとして「先人から受け継ぎ次世代に引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する」を掲げ、そのための施策として「多くの来訪者が訪れることで生まれ変わる観光・交流により、町内の活性化を図ることを位置づけている。具体的には帰還が困難な町民も含めて、町民同士をつなぎ、ふるさとを想うことができる、浪江の文化と復興などの情報を発信するため、人が集まりやすい・集まりたくなる賑わいのある場の創出に向けた「交流空間」と、町民同士をつなぎ、ふるさとを想うことができる、浪江の文化・伝統産業と復興などの情報を発信するための「情報発信」をあわせ持つ空間を創出することを目的としている。

町役場及び商店街に近接し、南北軸の国道６号、東西軸の国道１１４号の交差する本町の交通の要所において「交流空間」「情報発信」できる空間を整備することで、当該エリアにおいて復旧・復興の拠点形成を図ることを目的とする。復旧・復興の拠点形成にあたり、町民同士が交流できる空間のみならず、町の伝統的工芸品である大堀相馬焼窯元の再開や町内酒蔵による日本酒加工販売などを検討していることから、周辺の土地利用の現状や都市施設の整備計画等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。

総括図



計画図

